

四国旅客鉄道株式会社公告第 4 号

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を改正し、2026 年 3 月 14 日乗車となるものから施行します。ただし、別表第 1 号の 3、別表第 1 号の 4 及び別表第 1 号の 5 の改正規定は 2026 年 4 月 1 日乗車となるものから施行します。

現行	改正
(前略)	(前略)
(急行券の発売)	(急行券の発売)
第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。	第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。
(中略)	(中略)
11 北海道旅客鉄道会社線 —四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、 北海道旅客鉄道会社線内 —四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。	11 四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。
(中略)	(中略)
(特別車両券の発売)	(特別車両券の発売)
第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。	第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。
(中略)	(中略)
13 北海道旅客鉄道会社線 —四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券 A として発売することがある。ただし、当該取扱いは、 北海道旅客鉄道会社線内 —四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に	13 四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。

現行	改正												
限って取り扱う。													
(中略)	(中略)												
(急行列車と普通列車とが直通して運転する場合の急行料金)	(急行列車と普通列車とが直通して運転する場合の急行料金)												
<p>第126条 第57条第9項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。</p>	<p>第126条 第57条第9項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。<u>ただし、同条同項第1号に規定する特別急行列車海幸山幸号に乗車する場合に発売する特別急行券の特別急行料金は、田吉を通過となる場合であつても田吉を発又は着とみなした特別急行料金とする。</u></p>												
(中略)	(中略)												
(特別車両料金)	(特別車両料金)												
第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。												
(1) 特別車両料金(A)	(1) 特別車両料金(A)												
(中略)	(中略)												
(2) 特別車両料金(B)	(2) 特別車両料金(B)												
イ ロ、ハ、ニ、 <u>ホ</u> 、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)	イ ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)												
(中略)	(中略)												
ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)	ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)												
<table border="1" data-bbox="271 1318 609 1481"> <tr> <td>営業キロ 地帯</td> <td>150キロ メートル まで</td> <td>151キロ メートル 以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 2,000</td> <td>円 3,000</td> </tr> </table>	営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上	料 金	円 2,000	円 3,000	<table border="1" data-bbox="1290 1318 1628 1481"> <tr> <td>営業キロ 地帯</td> <td>150キロ メートル まで</td> <td>151キロ メートル 以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 2,000</td> <td>円 3,000</td> </tr> </table>	営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上	料 金	円 2,000	円 3,000
営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上											
料 金	円 2,000	円 3,000											
営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上											
料 金	円 2,000	円 3,000											

ホ 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	780 円	1,000 円	1,700 円	1,990 円

へ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B) (自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)を除く。

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第6号以外の大人座席指定料金

530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。

(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

840円とする。

ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

ハ ホームライナー号に対して発売する大人座席指定料金

530円とする。

(中略)

(特定列車による折返し区間外乗車の特例)

第160条の6 次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

白 石・札 幌間

ホ 削除

へ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B) (自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)を除く。

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第6号まで以外の大人座席指定料金

530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。

(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

1,000円とする。

ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

(中略)

(特定列車による折返し区間外乗車の特例)

第160条の6 次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

白 石・札 幌間

現行	改正
川 部・弘 前間 北 山 形・山 形間 宮 内・長 岡間 日 暮 里・上 野間 金 山・名 古 屋間 倉 敷・岡 山間 備中神代・新 見間 宇 多 津・高 松間 長 門 市・仙 崎間 幡 生・下 関間 西 小 倉・門 司 港間 西 小 倉・小 倉間 江 北・肥 前 浜間	川 部・弘 前間 北 山 形・山 形間 宮 内・長 岡間 日 暮 里・上 野間 金 山・名 古 屋間 倉 敷・岡 山間 備中神代・新 見間 宇 多 津・高 松間 長 門 市・仙 崎間 幡 生・下 関間 西 小 倉・門 司 港間 西 小 倉・小 倉間 江 北・肥 前 浜間 <u>田 吉・宮崎空港間</u>
(中略)	(中略)
<p>(急行券の効力)</p> 第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限つて乗車することができる。	<p>(急行券の効力)</p> 第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車。 <u>ただし、第57条第2項第8号の規定により1枚で発売する未指定特急券で、同条同項同号の定めるところにより乗継乗車する場合は2個の特別急行列車。</u> ）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限つて乗車することができる。
(中略)	(中略)
<p>(乗車券類変更)</p> 第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限つて、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のもの	<p>(乗車券類変更)</p> 第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限つて、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のもの

現行

とみなして取り扱うことができる。

(中略)

2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車又は当該未指定特急券に指定された別表第1号の2に定める列車群と同一の項に掲げる列車群のうち1個の特別急行列車を指定する場合であつて、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。

(中略)

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号
			ロ ときわ号
			ハ 別に定める列車
(中略)			
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号
			ロ すずらん号
			ハ 別に定める列車
	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号
			ロ とかち号
			ハ 別に定める列車

改正

とみなして取り扱うことができる。

(中略)

2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車 **(第57条第2項第8号の規定により1枚で発売する未指定特急券で、同条同項同号の定めるところにより乗継乗車する場合は2個の特別急行列車。)** 又は当該未指定特急券に指定された別表第1号の2に定める列車群と同一の項に掲げる列車群のうち1個の特別急行列車を指定する場合であつて、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。

(中略)

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号
			ロ ときわ号
			ハ 別に定める列車
(中略)			
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号
			ロ すずらん号
			ハ 別に定める列車
	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号
			ロ とかち号
			ハ 別に定める列車

現行

改正

(中略)

(中略)

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）

2025年	4月	7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで	
	5月	7日、8日	
	6月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、23日から26日まで、30日	
	7月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、22日から24日まで	
	8月	25日から28日まで	
	9月	1日から4日まで、8日から11日まで、16日から18日まで、24日、25日、29日、30日	
	10月	1日、2日	
	11月	二	
	12月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から24日まで	
	2026年	1月	5日から8日まで、13日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで
		2月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、24日から26日まで
		3月	2日から5日まで
4月		6日から9日まで、13日から16日まで、20日から23日まで	
5月		7日	
6月		1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29日、30日	
7月		1日、2日、6日から9日まで、13日から16日まで	
8月		24日から27日まで、31日	
9月		1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、24日、28日から30日まで	
10月		1日	

③

ライラック・カムイ・
オホーツク・宗谷・サ
ロベツ・フラノラベン
ダーエクスプレス

イ ライラック号
ロ カムイ号
ハ オホーツク号
ニ 宗谷号
ホ サロベツ号
ヘ フラノラベンダーエ
クスプレス号
ト 別に定める列車

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）

2026年	4月	6日から9日まで、13日から16日まで、20日から23日まで	
	5月	7日	
	6月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29日、30日	
	7月	1日、2日、6日から9日まで、13日から16日まで	
	8月	24日から27日まで、31日	
	9月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、24日、28日から30日まで	
	10月	1日	
	11月	30日	
	12月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで	
	2027年	1月	6日、7日、12日から14日まで、18日から21日まで、25日から28日まで
		2月	1日から4日まで、8日、9日、15日から18日まで、24日、25日
		3月	1日から4日まで
4月		12日から15日まで、19日から22日まで、26日、27日	
5月		6日、10日、11日、31日	
6月		1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで、28日から30日まで	
7月		1日、5日から8日まで、12日から15日まで、20日、21日	
8月		30日、31日	
9月		1日、2日、6日から9日まで、13日から16日まで、21日、22日、27日から30日まで	
10月		4日、5日	
11月		29日、30日	

現行		
	11月	30日
	12月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで
2027年	1月	6日、7日、12日から14日まで、18日から21日まで、25日から28日まで
	2月	1日から4日まで、8日、9日、15日から18日まで、24日、25日
	3月	1日から4日まで

改正		
	12月	1日、2日、6日から9日まで、13日から16日まで、20日から23日まで
2028年	1月	6日、11日から13日まで、17日から20日まで、24日から27日まで、31日
	2月	1日から3日まで、7日から9日まで、14日から17日まで、21日、24日、28日、29日
	3月	1日、2日、6日、7日

別表第1号の4

【第57条の3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）

2025年	4月	—	
	5月	—	
	6月	—	
	7月	18日から21日まで、25日から27日まで	
	8月	1日から3日まで、7日、10日、11日、13日から15日まで、22日から24日まで	
	9月	12日から15日まで、19日から21日まで、23日	
	10月	3日から5日まで、10日から13日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、31日	
	11月	1日から3日まで、7日から9日まで、14日から16日まで、21日から24日まで、28日から30日まで	
	12月	26日、28日、29日、31日	
	2026年	1月	2日
		2月	—
		3月	19日から31日まで
4月		—	
5月		—	
6月		—	
7月		17日から20日まで、24日から26日まで、31日	
8月		1日、2日、5日、6日、9日、11日から14日まで、17日、21日から23日まで	
9月		—	
10月		9日から12日まで、16日から18日まで、23日から25日まで、30日、31日	
11月		1日、6日から8日まで、13日から15日まで、20日から23日まで、27日から29日まで	
12月		25日から28日まで、31日	
2027年	1月	4日	
	2月	—	
	3月	19日から31日まで	

別表第1号の4

【第57条の3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）

2026年	4月	—	
	5月	—	
	6月	—	
	7月	17日から20日まで、24日から26日まで、31日	
	8月	1日、2日、5日、6日、9日、11日から14日まで、17日、21日から23日まで	
	9月	—	
	10月	9日から12日まで、16日から18日まで、23日から25日まで、30日、31日	
	11月	1日、6日から8日まで、13日から15日まで、20日から23日まで、27日から29日まで	
	12月	25日から28日まで、31日	
	2027年	1月	4日
		2月	—
		3月	19日から31日まで
4月		—	
5月		—	
6月		—	
7月		16日から19日まで、23日から25日まで、30日、31日	
8月		1日、6日から8日まで、12日から14日まで、17日、20日から22日まで	
9月		17日から20日まで、23日から26日まで	
10月		8日から11日まで、15日から17日まで、22日から24日まで、29日から31日まで	
11月		5日から7日まで、12日から14日まで、19日から23日まで、26日から28日まで	
12月		25日から28日まで、31日	
2028年	1月	2日、5日	
	2月	—	
	3月	17日から31日まで	

現行

別表第1号の5

【第57条の3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

2025年	4月	25日から30日まで	
	5月	1日から6日まで	
	6月	—	
	7月	—	
	8月	8日、9日、16日、17日	
	9月	—	
	10月	—	
	11月	—	
	12月	27日、30日	
	2026年	1月	3日、4日
		2月	—
		3月	—
4月		—	
5月		1日から6日まで	
6月		—	
7月		—	
8月		7日、8日、15日、16日	
9月		18日から23日まで	
10月		—	
11月		—	
12月		29日、30日	
2027年	1月	2日、3日	
	2月	—	
	3月	—	

(以下略)

改正

別表第1号の5

【第57条の3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

2026年	4月	—	
	5月	1日から6日まで	
	6月	—	
	7月	—	
	8月	7日、8日、15日、16日	
	9月	18日から23日	
	10月	—	
	11月	—	
	12月	29日、30日	
	2027年	1月	2日、3日
		2月	—
		3月	—
4月		28日から30日まで	
5月		1日から5日まで	
6月		—	
7月		—	
8月		10日、11日、15日、16日	
9月		—	
10月		—	
11月		—	
12月		29日、30日	
2028年		1月	3日、4日
		2月	—
		3月	—

(以下略)